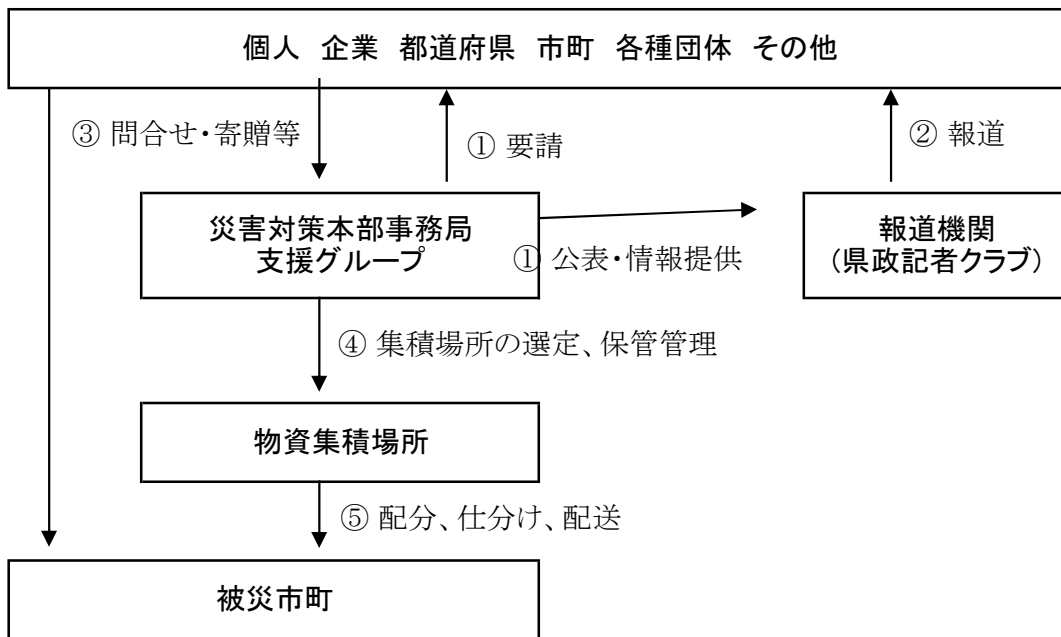
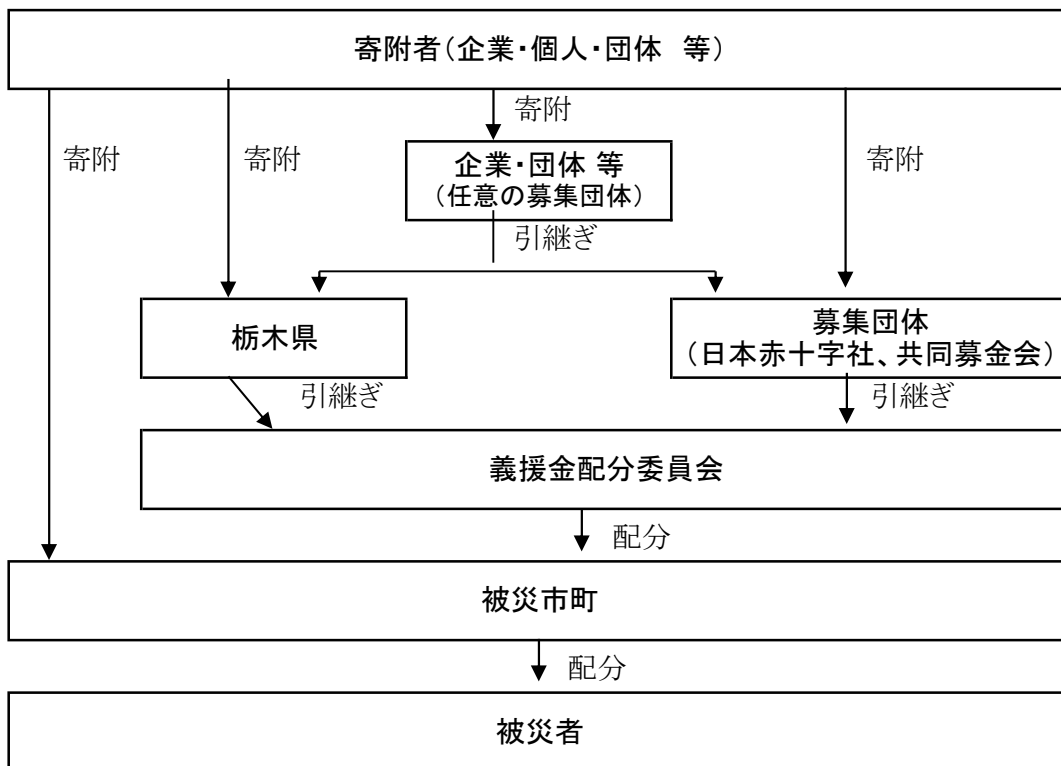


3-23-1 義援物資、義援金受入・配分フロー

① 義援物資受入・配分フロー



② 義援金受入・配分フロー



ふるさと“とちぎ”応援寄附金（ふるさと納税）に関する取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと納税）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の名称）

第2条 寄附金を募集するに当たり、その名称を「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」とする。

（受入対象）

第3条 寄附金の受入先は、次のとおりとする。

- 1 ふるさと納税寄附金（知事におまかせ）（地域振興課所管）
 - 2 輝くとちぎの人づくり推進基金（県民協働推進課所管）
 - 3 栃木県文化振興基金（文化振興課所管）
 - 4 栃木県日光杉並木街道保護基金（文化振興課所管）
 - 5 栃木県地域振興基金（スポーツ振興課の所管する県内プロスポーツチームの応援に係る寄附に限る。）
 - 6 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金（スポーツ振興課所管）
 - 7 栃木県交通安全基金（くらし安全安心課所管）
 - 8 栃木県地域福祉基金（保健福祉課所管）
 - 9 とちぎ安心医療基金（医療政策課所管）
 - 10 とちぎの元気な森づくり基金（環境森林政策課所管）
 - 11 とちぎ未来人材応援基金（労働政策課所管）
- 2 寄附者の希望により前項の規定によりがたい場合は、その都度、地域振興課長は財政課長及び関係課長と協議して受入先を決定する。

（寄附金の受入れ等）

- 第4条 寄附の申込みは、寄附金申込書（別記様式第1号）、栃木県電子申請システム、ゆうちょ銀行で使用できる払込取扱票、又は栃木県と契約を締結した民間企業が運営するふるさと納税サイトによるものとする。
- 2 寄附金の調定、納入手続等については、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号。以下「規則」という。）の定めるところにより、各所管課で対応することとする。
 - 3 ふるさと納税寄附金は、寄附受入年度の翌年度の事業に充当するものとする。

（寄附金控除）

- 第5条 寄附者が寄附金控除を受ける際に必要な領収書は、規則第40条に基づく領収証書（納入通知書兼領収証書）又は規則第46条第1項に規定する領収証書とする。
- 2 ふるさと“とちぎ”応援寄附金受入マニュアルで別途定める納付方法による納付の場合は、前項の規定に関わらず寄附金受領証明書（別記様式第2号）を領収書の代わりに寄附者に交付する。

（礼状等の送付）

第6条 寄附者に対して、申込みごとに知事礼状（別記様式第3号）を送付する。ただし、各所管課において、別に定める場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、寄附金の受入先が単独の場合は、各所管課から送付し、複数の場合は地域振興課から送付する。

3 第1項の寄附者のうち「寄附に係る知事感謝状の贈呈に関する内規（平成17年3月30日 人事課）」の感謝状の贈呈基準を満たす者については、併せて知事感謝状を贈呈する。

（寄附金受入実績報告）

第7条 各課室において、個人からの寄附を受け入れた場合は、各月分を翌月に寄附金実績報告書（別記様式第4号）により地域振興課長に報告するものとし、地域振興課長は各課室からの報告をもとに、前年度の集計結果を翌年度6月までに経営管理部長あて報告するものとする。

（寄附金等の公表）

第8条 地域振興課長は、受け入れた寄附金について、寄附者名、寄附金額、受入先等をホームページ等で公表できる。

2 地域振興課長は、前項の公表に当たっては、寄附者の希望に留意するものとする。

3 各所管課は、寄附金の充当事業について、ホームページ等で公表に努めるものとする。

4 地域振興課長及び各所管課長は、ふるさと“とちぎ”応援寄附金を充当した事業の詳細について、ふるさと“とちぎ”応援寄附金の広報及び寄附者への報告を行うこととする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は、規則その他関係法令によるほか、総合政策部長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年12月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 12 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 27 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 19 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 11 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から適用する。

3-24-1 災害ボランティアセンターの概要

「災害ボランティアセンター」は、近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に開設され、ボランティアの力を借りて被災者支援や復旧・復興に向けた地域支援を行うための組織である。主に社会福祉協議会により設置・運営される。

被災者中心、地元主体、協働を原則として運営され、被災者からのニーズの把握、ボランティアの募集、受付、マッチング、派遣等活動の支援、資機材の調達、情報発信等を行う。

○ボランティア関連系統図

